

介護保険 利用者の皆さんへお知らせ

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(東原庁舎内) ☎内線 77253、77264

平成28年度までの介護保険料が確定しました

介護保険料は、今後3年間で1期として介護サービスがどのくらい必要になるかを推計し、65歳以上の人口などにより基準額が算定され、世帯の課税状況や本人の収入、所得に応じた段階区分により年額が決定されます。

所得段階	該当要件	調整率	H27～H28 保険料	H24～H26 保険料	差額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.50 (基準額×0.45)	32,500円 (29,200円)	26,300円	+6,200円 (+2,900円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の人	基準額×0.70	45,500円	34,200円	+11,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない人	基準額×0.75	48,800円	39,400円	+9,400円
第4段階	本人が市民税非課税かつ同一世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.90	58,500円	47,300円	+11,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいる人	基準額	65,100円	52,600円	+12,500円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	78,100円	65,700円	+12,400円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	84,600円		+18,900円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	97,600円	78,900円	+18,700円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	110,600円		+31,700円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.90	123,600円	92,000円	+31,600円

※4月1日現在で65歳以上の人は4月1日、年度途中で65歳に到達した人は65歳到達日が賦課基準日です
 ※老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です
 ※()内の金額は、公費負担による軽減措置後の数値です

今回は、高齢者の増加、それに伴う介護サービス費などの増加が見込まれるため、大幅な上昇となりますが、低所得者対策として、公費負担による軽減が行われます。

主な変更点
 ①前期における第3・第4段階の特例が標準化され、本人課税段階が多段階化されました
 ②第1段階へ別枠公費の投入による軽減が行われます
 ※平成29年度には、第1～第3段階が軽減される見込みです

所得の低い人の居住費と食費の負担が軽減されます

介護保険施設を利用する場合、申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると利用者負担限度額が軽減されます。現在、認定証が交付されている人も7月31日(金)で有効期限が切れます。引き続き利用するには、再度申請してください。

対象サービス 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、ショートステイ

申請方法 申請書を高齢福祉課介護保険係、または白沢・利根支所生活係へ

※預貯金などが、単身で1,000万円を超える場合や夫婦で2,000万円を超える場合、世帯分離している(住民票上世帯が異なる)配偶者に市民税が課税されている場合、8月から軽減の対象外となります

対象要件	居住費の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型 個室	多床室	
生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※()内の金額は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合

居宅サービス利用者負担の助成を行っています

対象要件	対象サービス
市内に住所があり、次の①～⑤の全てに該当する人 ①介護保険の要介護(要支援)認定者 ②生計を同じくする世帯全員が市民税非課税であること ③世帯の前年分の収入が生活保護基準を下回るか、それと同程度であると認められる世帯であること ④被保険者本人に課せられている保険料などを滞納していないこと ⑤資産を活用しても、なお生活が困窮の状態にあること	訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/訪問リハビリテーション/通所介護/通所リハビリテーション/短期入所生活介護/短期入所療養介護/福祉用具貸与/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護 ※上記は介護予防を含む 夜間対応型訪問介護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/看護小規模多機能型居宅介護

市では、収入が少なく、特に生活が困難な人が介護保険の居宅サービスを利用する場合、利用者負担の助成を実施しています。

助成期間 来年6月末日までを期間として、申請した月から助成します
助成金額 対象サービスでの自己負担額の2分の1を助成します
申請方法 申請書と世帯の収入に関する届け出書を高齢福祉課介護保険係へ

消費生活の窓

子どもの有料サイトに関する相談が増えていきます。

「子どもが、買い与えた携帯型音楽プレイヤーで、無料のアダルトサイトにアクセスし、予期しない請求を受けた」などの相談が寄せられています。

中学生の息子が、携帯型音楽プレイヤーでインターネットを利用して。オンラインゲームの宣伝画面に「無料アダルトサイト」とあったので、クリックしてしまっ。画像を5分ほ

ど見てから退会ボタンを押すと、「登録になりました」という画面になった。

サイトにアクセスした際、動画をダウンロードしたかどうかは分からないが、個人情報を入力していないと思う。14万円を請求されているが納得できないし、支払いたくない。

★最近の携帯型音楽プレイヤーにはインターネットに簡単に接続できるものもあり、子どもが使う場合には注意が必要

最近の携帯型音楽プレイヤー事情について家族で共通認識を!



農薬の使用方法を確認しましょう

農薬適正使用の基本事項

- 農薬使用基準を遵守すること
- 消費者の信頼確保のため取り組むべきこと
- ①農薬を使用した日や場所、作物、農薬の種類や量を記帳すること
- ②有効期限切れ農薬を使用しないこと
- ③農薬が飛散しないようにすること
- ④水田で使用する農薬の流出を防ぐため、止水期間は1週間程度とること
- ⑤土壌くん蒸剤の被覆期間を守り、揮散防止(ガス漏れ防止)に努めること

県指定農薬の適正な取り扱い

県では、人畜、蚕、魚介類などに強い毒性を有する農薬を指定農薬として販売や使用に注意を呼び掛けています。指定農薬のうち、流通と使用の抑制指導を行う抑制指導農薬(合成ピレスロイド系製剤、BT生菌製剤など)は、認められた地域でのみの使用となりますので注意が必要です。

問い合わせ 農林課農林振興係 ☎内線 3237へ

サクランボの季節がやってきます

市内には多くのサクランボ園があります。6月中旬以降、各地域で次々にオープンし、7月中旬ごろまでさくらんぼ狩りが楽しめます。

市内でできたおいしいサクランボを、ぜひ、味わってみてください。

※地域によってオープン期間が異なりますので、確認してお出かけください

問い合わせ 各サクランボ園、沼田市観光インフォメーション ☎1300へ



★子どもが無料でダウンロードしたゲーム内で、有料アイテムをクレジットカードで購入してしまい、後日、高額な請求を受けるというケースもあ

無料出前講座のご案内
 消費生活センターでは、悪質業者にだまされないうための無料出前講座を行っています。高齢

者を対象とした講座のほか、新社会人や高校生といった年齢層に応じたメニューを用意しています。ぜひ、ご利用ください。
消費生活センター
相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時
 ※土・日曜日、祝日を除く
問い合わせ 消費生活センター(東原庁舎内) ☎1500、ファクス ☎1501へ